

令和 4 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 4 年 8 月 2 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5 6 7 7〕

① 件 名
建築基準法の改正に伴う関係条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第 1 2 次地方分権一括法」という。）が成立・公布され、応急仮設建築物等の存続期間等の延長に係る建築基準法の改正について、令和 4 年 5 月 3 1 日に施行された。</p> <p>【目的】</p> <p>建築基準法の改正に伴い、石巻市建築基準等に関する条例の一部について整理を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号） 石巻市建築基準等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 6 9 号） 東日本大震災復興特別区域法（平成 2 3 年法律第 1 2 2 号） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 4 4 号） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 4 年政令第 2 0 3 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 5 月 第 1 2 次地方分権一括法公布 第 1 2 次地方分権一括法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令公布（応急仮設建築物等の存続期間等の延長に係る建築基準法等の改正については、令和 4 年 5 月 3 1 日施行）</p>

⑤ 主な内容

建築基準法第85条及び第87条の3において項ずれが生じたため、石巻市建築基準等に関する条例中、第6条「建築許可等の手数料」の記載について、以下のとおり整理するもの。

【改正前】

(建築許可等の手数料)

第6条 法の規定による許可等の申請をしようとする者から徴収する手数料の金額は、次のとおりとする。

法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下40,000円、100㎡を超え500㎡以下80,000円、500㎡を超えるもの120,000円
法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下80,000円、100㎡を超え500㎡以下120,000円、500㎡を超えるもの160,000円

法第87条の3第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下40,000円、100㎡を超え500㎡以下80,000円、500㎡を超えるもの120,000円
法第87条の3第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下80,000円、100㎡を超え500㎡以下120,000円、500㎡を超えるもの160,000円

【改正後】

法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下40,000円、100㎡を超え500㎡以下80,000円、500㎡を超えるもの120,000円
法第85条第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下80,000円、100㎡を超え500㎡以下120,000円、500㎡を超えるもの160,000円

法第87条の3第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下40,000円、100㎡を超え500㎡以下80,000円、500㎡を超えるもの120,000円
法第87条の3第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下80,000円、100㎡を超え500㎡以下120,000円、500㎡を超えるもの160,000円

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

関係条例を整理することにより、適正な運営が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【宮城県内の特定行政庁の施行状況】

- ・仙台市（令和4年6月施行）
- ・宮城県、塩釜市及び大崎市（令和4年9月施行予定）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年9月 市議会第3回定例会に石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

⑨ その他